

○岡山理科大学留学生別科規程

令和4年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 岡山理科大学留学生別科規程（以下、「本規程」という。）は、岡山理科大学（以下、「本大学」という。）学則第65条に規定された留学生別科（以下、「別科」という。）について定める。

(目的)

第2条 別科は、本大学又は他の日本の大学に入学を希望する外国人で、大学における講義を理解するに足る日本語の能力に欠ける者に対し、日本語を教授し、併せて日本文化に関する理解を深めさせることを目的とする。

(修業年限)

第3条 別科の修業年限は、1年とする。

2 前項の規定にかかわらず、教育上、必要と認められる理由がある場合、出席日数、成績その他の事情を審査の上、1年を上限として修業年限の延長を認めることがある。

(学生定員)

第4条 別科の学生定員は、60名とする。

第2章 学年・学期及び休業日

(学年)

第5条 春入学者の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 秋入学者の学年は、9月11日に始まり、翌年9月10日に終わる。

(学期)

第6条 学年を、次の2期に分ける。

春学期 4月1日から9月10日まで

秋学期 9月11日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。ただし、教育上必要がある時は、休日又は休業日に授業を行うことができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

- (3) 創立者の日 4月30日
- (4) 創立記念日 5月4日
- (5) 春季休業
- (6) 夏季休業
- (7) 冬季休業

2 前項第5号から第7号までの休業日については、年度ごとに学長が定める期間とする。

3 臨時の休業日は、その都度学長が定める。

第3章 授業科目・試験及び課程修了

(授業科目)

第8条 授業科目の単位数及び必修・選択の別は、別表1のとおりとする。

(授業科目の単位数の基準)

第9条 1単位の授業科目を、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、講義及び演習については、15時間の授業をもって1単位とする。

(学修の評価)

第10条 各授業科目の修了の認定は、試験の成績により決定し、100点をもって満点として、60点以上を合格とし所定の単位を与える。

(修了)

第11条 別科に1年以上在学し、別表1に定める授業科目のうち40単位以上修得した者に対して、学長は、留学生別科委員会（以下、「別科委員会」という。）の審議を経て、別科の修了を認定する。

第4章 学籍の取得及び喪失

(入学)

第12条 入学期は、学年始めとする。

第13条 別科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する外国人でなければならない。

- (1) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (2) スイス民法典に基づく財団法人国際バカロレア事務局が授与する国際バカロレア資格を有する者で18歳に達した者
- (3) その他相当の年齢に達し、本大学において第1号と同等以上の資格があると認められた者

第14条 入学志願者は、募集要項に定める書類に所定の入学検定料を添えて指定する期間内に提出しなければならない。

第15条 入学を志願した者については、所定の入学選考を行う。

2 選考に関し必要な事項は、別科委員会の審議を経て、学長がこれを定める

3 別科への入学は、別科委員会の審議を経て、学長が許可する。

(入学手続)

第16条 入学を許可された者は、保証人連署の所定の誓約書及び写真を指定する期間内に提出しなければならない。

(保証人)

第17条 保証人の身分、住所等に変更があった場合は、直ちに届け出なければならない。

2 保証人が死亡したとき、又はその他の理由によりその責任を果たすことができなくなったときは、直ちに新たに保証人を定めて保証書等、別に定める書類を提出しなければならない。

(退学)

第18条 疾病その他やむを得ない事由により退学しようとするときは、詳細な理由を記した事由書を添え、保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

第19条 削除

(懲戒)

第20条 学生が本大学学則第38条の各号の一に該当するときは、学長は懲戒により退学を命ずることができる。

(除籍)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍とする。

(1) 第3条に定める在学年数を超えた者

(2) 所定の期日までにその期の納付金が納入されていない者

(3) 死亡した者又は行方不明の者

第5章 入学検定料、入学金及び授業料その他

第22条 別科の入学検定料、入学金及び授業料は、別表2のとおりとする。

第23条 入学希望者は、入学手続時に入学金及び所定の納付金を納入しなければならない。

第24条 修業年限を超えた者については、授業料の30%を免除し70%を徴収する。

2 前項に定める納付金は、春入学者は4月10日までに、秋入学者は9月27日までに納入

しなければならない。

第25条 教材用印刷物、実習費等については、実費を徴収する。

第26条 家庭の事情その他特別の事由によって授業料その他の諸納付金の分納を希望する場合は、直ちに所定の手続を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 前項の手続きを経て分納が認められた場合、春学期授業料を4月10日、秋学期授業料を9月27日までに納入しなければならない。

第27条 既納の納付金は、一切返金しない。

第6章 運営・組織

(留学生別科長)

第28条 別科に留学生別科長(以下、「別科長」という。)を置く。

2 別科長の候補者は、本学専任教員の中から学長が適任者を選出し、任命を理事長に上申する。

第29条 削除

(別科委員会)

第30条 別科に留学生別科委員会(以下、「別科委員会」という。)を置く。

2 別科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了

(2) 前号に掲げるもののほか、別科に関する重要な事項で、別科委員会の意見を聴くことが必要なものとして、学長が別に定めるもの

3 別科委員会は、前項に規定するもののほか、別科の教育及び別科生の支援に関する事項について審議し、学長及び別科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 別科委員会に関する規程は、別に定める。

第31条 削除

(事務)

第32条 別科に関する事務は、グローバルセンター事務課が行う。

(準用規定)

第33条 本規程に定めるもののほか、別科に関し必要な事項は、本大学学則を準用する。

(改廃)

第34条 本規程の改廃は、別科委員会及び大学協議会の審議を経て、学長が決定する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月22日第10回大学協議会）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年5月26日 第2回大学協議会）

この改正規程は、令和3年5月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年9月28日 第6回大学協議会）

この改正規程は、令和4年9月28日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表1（授業科目の区分及び単位数）

必修科目	単位数	選択科目	単位数
総合学習	2	日本語Ⅰ（文型・文法A1）	4
		日本語Ⅰ（文型・文法A2）	4
		日本語Ⅰ（文型・文法B1）	4
		日本語Ⅰ（文型・文法B2）	4
		日本語Ⅱ（聴解A1）	2
		日本語Ⅱ（聴解A2）	2
		日本語Ⅱ（聴解B1）	2
		日本語Ⅱ（聴解B2）	2
		日本語Ⅱ（聴解C1）	2
		日本語Ⅱ（聴解C2）	2
		日本語Ⅲ（会話A1）	2

	日本語Ⅲ（会話A2）	2
	日本語Ⅲ（会話B1）	2
	日本語Ⅲ（会話B2）	2
	日本語Ⅳ（漢字・語彙A1）	2
	日本語Ⅳ（漢字・語彙A2）	2
	日本語Ⅳ（漢字・語彙B1）	2
	日本語Ⅳ（漢字・語彙B2）	2
	日本語Ⅳ（漢字・語彙C1）	2
	日本語Ⅳ（漢字・語彙C2）	2
	日本語Ⅴ（作文A1）	2
	日本語Ⅴ（作文A2）	2
	日本語Ⅴ（作文B1）	2
	日本語Ⅴ（作文B2）	2
	日本語Ⅵ（読解A1）	2
	日本語Ⅵ（読解A2）	2
	日本語Ⅵ（読解B1）	2
	日本語Ⅵ（読解B2）	2
	日本語Ⅵ（読解C1）	2
	日本語Ⅵ（読解C2）	2
	日本語Ⅶ（試験対策A1）	4
	日本語Ⅶ（試験対策A2）	4
	日本語Ⅶ（試験対策B1）	4
	日本語Ⅶ（試験対策B2）	4
	別科セミナー	2

別表 2（入学検定料、入学金及び授業料）

入学検定料	入学金	授業料	
		春学期	秋学期
20,000円	50,000円	350,000円	350,000円